

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項（一部改定）

*** 受審規程の実施期間は 令和4年9月～令和5年2月 までとする。**

錬士号

受審資格

- ◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
 - ④ 審判経験 無し

- ◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

- ◎ 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀 ・ 仕太刀 両方を行う。
- ③ 講習会（座学）： 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について（当日開催）
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 1回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 1回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 1回 以上
 - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会（座学）： 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について（当日開催）
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県剣道連盟
 平成13年04月01日改定
 平成16年06月24日改定
 平成17年12月15日改定
 平成20年12月04日改定
 平成23年12月01日改定
 平成24年04月01日改定
 平成26年12月01日改定
 平成28年06月09日改定

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

*** 受審規程の実施期間は 令和4年9月～令和5年2月 までとする。**

<剣道 錬士・教士 審査受審規程>

＜ 神 奈 川 県 剣 道 連 盟 審 査 規 程 ＞						＜ 全 剣 連 ＞
称号	受 審 資 格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)				審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	
錬 士	六段取得後 1年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	無し	論文提出
	<特例> 五段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	< 免 除 >	1 回以上	1 回以上		論文提出 < 免 除 >
教 士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受け ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 < 免 除 >	1 回以上	1 回以上		社会体育上級 < 免 除 >

<神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区 分	日 本 剣 道 形	審 判 法	講 習 会 (座 学)	
錬 士	(打太刀 ・ 仕太刀) 両方を行う	(主 審 : 1 回) (副 審 : 2 回) を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	社会体育(中・上級)認 定者 < 免 除 >
教 士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主 審 : 1 回) (副 審 : 2 回) を行う		社会体育(上級) 認定者 < 免 除 >